

津市水田活用自給力向上交付金交付要綱

平成 22 年 3 月 31 日訓第 23 号

改正 平成 23 年 3 月 31 日訓第 21 号
平成 24 年 3 月 31 日訓第 31 号
平成 25 年 3 月 29 日訓第 30 号
平成 26 年 7 月 31 日訓第 72 号
平成 31 年 2 月 28 日訓第 7 号
令和 3 年 11 月 29 日訓第 64 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水田を有効活用することにより、食料自給率の向上を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき地域農業再生協議会（農業経営の安定及び国内生産力の確保を図り、食糧自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進、行政と農業者団体等の連携体制の構築等を目的とする協議会をいう。）に対し交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の交付金は、「水田活用自給力向上交付金」（以下「交付金」という。）と称する。

(交付の対象者)

第 3 条 交付金は、別表第 1 に掲げる地域農業再生協議会に対してこれを交付するものとする。

(交付金の額)

第 4 条 交付金は、別表第 2 の左欄に掲げる生産作物等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる交付金の額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この訓は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 津市生産調整交付金交付要綱（平成18年津市訓第161号）は、廃止する。

附 則（平成23年3月31日訓第21号）

この訓は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日訓第31号）

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓第30号）

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日訓第72号）

この訓は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日訓第7号）

この訓は、平成31年3月1日から施行し、改正後の津市水田活用自給力向上交付金交付要綱の規定は、平成30年度分の交付金から適用する。

附 則（令和3年11月29日訓第64号）

この訓は、令和3年12月1日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

名称	所管区域
津北地域農業 再生協議会	津市支所及び出張所設置条例（平成 1 8 年津市条例第 1 2 号）第 2 条に規定する各総合支所の所管区域以外の区 域、津市河芸総合支所の所管区域、津市芸濃総合支所の 所管区域、津市美里総合支所の所管区域及び津市安濃総 合支所の所管区域
津南地域農業 再生協議会	津市久居総合支所の所管区域、津市香良洲総合支所の所 管区域、津市一志総合支所の所管区域、津市白山総合支 所の所管区域及び津市美杉総合支所の所管区域

別表第 2（第 4 条関係）

生産作物等	交付金の額
麦	作付面積 1 0 a 当たり 4, 0 0 0 円
大豆	作付面積 1 0 a 当たり 4, 0 0 0 円
地域振興作物	作付面積 1 0 a 当たり 3 0, 0 0 0 円
自給力向上推進作物	作付面積 1 0 a 当たり 1 2, 0 0 0 円
水田有効活用作物	作付面積 1 0 a 当たり 1 0, 0 0 0 円
特別栽培米	出荷量 6 0 k g 当たり 7 0 0 円
協議会運営費	地域農業再生協議会が水田を有効活用し、自給力の向上に資するための事業に要した経費に相当する額
備考	
1 麦のうち、あやひかりを生産している場合にあつては、交付金の額に出荷量 6 0 k g 当たり 1, 0 0 0 円を加算する。	
2 地域振興作物は、麦、大豆、飼料作物及び米穀を除き、1 所管区域につき 2 作物まで選択できるものとする。	
3 地域振興作物において、そば又はなたねを選択した場合の作付面積は、地域農業再生協議会に属する農業者ごとに、交付金の交付を受けようとする年度（以下「交付対象年度」という。）の作付面積から平成 2 2 年度から交付対象年度の前年度までにおける各年度の作付面積のうち、最も広い作付面積を差し引いた面積とする。ただし、平成 2 2 年度から交付対象年度の前年度までにおける各年度の作付面積のうち、最も広い作付面積が交付対象年度の作付面積を超える場合は、交付金の交付の対象とはならない。	
4 自給力向上推進作物及び水田有効活用作物のうち、地産地消学校給食推進品目に該当する作物を生産している場合にあつては、交付金の額に作付面積 1 0 a 当たり 8, 0 0 0 円を加算する。	
5 作付面積に 1 a 未満の端数を生じたとき、又は出荷量に 3 0 k g 未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。	